

名 称	製品番号登録名義変更規程		制定日 1999. 6. 15
規程番号	G-②-06	旧文書番号	改定日 2020. 6. 15

(目 的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)

第6条第2項の規定に基づき、製品番号の登録名義変更の手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 製品番号の登録名義変更は、新名義人が、当該製品番号を付与された防災製品と同一の製品を製造又は外部調達できる品質管理体制を有している場合に限り行うことができるものとする。

(登録名義変更の申請)

第3条 新名義人又は新名義会社の代表者は、別記様式第1の製品番号登録名義変更申請書及び別記様式第1-2の製品番号登録名義変更申請一覧表に、申請者が当該防災製品に係る製造事業者であることを示す書類を添えて、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)に提出するものとする。

(登録名義変更申請の承認)

第4条 協会は、前条により製品番号の登録名義変更申請があった場合、次の各号のとおり事務処理を行うものとする。

- (1) 協会は、登録名義変更についての審査の結果、申請の内容が妥当であると認められるときは、当該申請を承認する。
- (2) 前号の承認をしたときは、製品番号の登録台帳の名義変更を行い、その旨を別記様式第2の製品番号登録名義変更承認通知書により申請者に通知する。

(登録名義変更申請の不承認)

第5条 協会は、登録名義変更申請の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を承認しない。

- (1) 第2条の適用範囲に該当しないとき。
- (2) 当該製品番号が認定又は認定更新の有効期間の満了日を過ぎているとき。
- (3) 当該登録名義変更によって、2つ以上の会社が同一の製品番号を共有することになるとき。
- (4) 申請者が、当該申請に係る防災製品の製造事業者としての要件を満たさないとき。

(登録名義変更の手数料)

第6条 申請者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により協会に手数料を納めなければならない。

2 前項により受領した手数料は、名義変更後は返還しないものとする。

附 則

1 この規程は、平成11年6月15日から施行する。

2 この規程実施の際、既に名義変更を行ったものに関しては有効とする。

附 則

この規程は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。